

## 農薬登録申請書等に添付する書類について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項、第 5 条第 3 項若しくは第 6 条第 2 項（これらの規定を同法第 34 条第 6 項において準用する場合を含む。）、第 34 条第 3 項又は第 36 条第 1 項の規定による申請又は届出において提出する申請書又は届出書には、下表に定める書類を添付するものとする。

届出書又は申請書の種類	根拠	添付書類
農薬登録申請書	第 3 条第 2 項（法第 34 条第 6 項において準用する場合を含む）	ア. 登記簿謄本の写し（法人の場合） イ. 法第 34 条第 1 項の登録であるときは、業務委託契約書等登録外国製造業者から国内管理人として選任されていることを証明する書類
相続（合併、分割、事業の譲渡し）による地位の承継の届出及び農薬登録票書替交付（交付）申請書	第 5 条第 3 項（法第 34 条第 6 項において準用する場合を含む）	ア. 登記簿謄本の写し（法人の場合） イ. 地位の承継が行われたことを証明することができる書類
農薬登録票記載事項変更届及び書替交付申請書	第 6 条第 2 項（法第 34 条第 6 項において準用する場合を含む）	登記簿謄本の写し（法第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる事項に変更が生じた場合に限る。）
国内管理人変更届	第 34 条第 3 項	業務委託契約書等登録外国製造業者から国内管理人として選任されていることを証明する書類
外国製造農薬輸入（変更、廃止）届	第 36 条第 1 項	ア. 登記簿謄本の写し（法人の場合） イ. 輸入契約書の写し等

附則（平成 31 年 3 月 29 日）

本通知は、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。